

「技術調査官による専利、集積回路の回路配置に係る権利侵害紛争の行政裁決処理への関与に関する若干の規定（暫定）」の解説

公布日：2021-05-13

習近平総書記の中央政治局第25回集団学習時における重要講話の主旨をさらに徹底し、中国共産党中央委員会弁公庁、国務院弁公庁の「知的財産権保護の強化に関する意見」の要求を実行するために、先ごろ、国家知識産権局弁公室は「技術調査官による専利、集積回路の回路配置に係る権利侵害紛争の行政裁決処理への関与に関する若干の規定（暫定）」（以下、「規定」という）を印刷、配布した。ここにその制定の背景と主な内容について紹介し、解説する。

一．制定の背景

中国共産党中央委員会、国務院は知的財産権業務を非常に重視している。2019年11月、中国共産党中央委員会弁公庁、国務院弁公庁は「知的財産権保護の強化に関する意見」を印刷、配布し、「専門的な技術支援を強化し、知的財産権に係る行政法執行事件の処理に技術調査官制度を導入し、行政法執行部門による正確かつ効率的な技術的事実の認定に協力する」ことを要求している。「2020～2021年『知的財産権保護の強化に関する意見』の徹底・実行に向けた推進計画」では、「知的財産権行政保護技術調査官制度を検討、構築すること」を掲げている。

専利、集積回路の回路配置に係る権利侵害紛争事件のほとんどは難解かつ複雑であり、専門性と技術性が高く、関係する分野が広く、大量の技術的事実の問題について認定する必要があり、司法審判、行政法執行、行政裁決、仲裁調停業務の実務において、関連の技術分野の専門家への諮問または技術鑑定への委託などを通じて事件処理担当官に協力して技術的事実を究明することが急務である。知的財産権行政保護分野では、地方の知的財産権管理部門が専利権侵害紛争行政裁決事件を処理する場合は、技術的事実をより適切に認定し、究明するために、一部地方の知的財産権管理部門は技術調査官の導入について積極的な模索を図っている。例えば北京市知識産権局は2014年から、専利権侵害行政裁決業務に専利審査協力北京センターの専利審査官を招聘し、技術的事実の究明に対する協力を受けている。2017年に技術分析士制度を正式に構築し、2018年から2020年までに、技術分析士が計187件の事件の審理に関与し、279件の諮問意見を発行した。

ここ数年、中国の知的財産権保護が絶えず強化され、これに伴い地方の専利管理部門による専利権侵害紛争行政裁決事件の処理件数が年々増加している。2020年に全国で処理された専利権侵害紛争行政裁決事件は前年から9.9%増加し、4万2,000件となった。専門的な技術支援をさらに強化するために、各地には知的財産権行政保護技術調査官制度の構築に対する強い需要がある。また、2021年6月1日、改正「専利法」が正式に施行される予定であり、「専利法」第70条の規定により、国家知識産権局は請求に従い全国に重大な影響を及ぼす専利権侵害紛争を処理することになり、重大専利権侵害紛争の行政裁決業務を適切に行い、正確かつ効率的に技術的事実を認定するためにも、技術調査官制度を早急に構築、整備する必要がある。

したがって、国家知識産権局知的財産権保護司は調査研究を踏み込んで実施し、関連政策を体系的に整理し、地方の知的財産権管理部門の模索経験を参考にした上で、「規定」を制定して、印刷、配布し、技術調査官による知的財産権侵害紛争の行政裁決活動への参

加を規律し、権利侵害紛争の行政裁決業務に対する技術支援を有効に強化し、知的財産権侵害の判定能力と水準の向上を図っている。

二. 主な内容

「規定」は計 20 条で、適用範囲、技術調査官の位置付けと職責に関する要件、選抜範囲、管理規則および施行日などについて個別に規定が定められている。

(一) 「規定」の適用範囲

「規定」では国家知識産権局と地方の専利業務を管理する部門は専利、集積回路の回路配置に係る権利侵害紛争事件を処理する場合は、技術調査官を任命、派遣し、行政裁決活動に参加させることができ、国家知識産権局は国家技術調査官名簿データベースの構築、技術調査官の選任と管理に責任を負い、各地方の専利業務を管理する部門は各自の管轄区内の技術調査官を選任、管理することができる旨が明確にされている。

(二) 技術調査官の位置付けと職責に関する要件

「規定」では技術調査官は行政裁決の補佐官に属し、事件の合議結果に対して表決権を有さず、行政裁決処理担当官の任命・派遣に基づき、事件の技術的事実を究明するために諮問、技術調査意見の発行およびその他の必要な技術協力を提供し、技術調査意見は合議体が技術的事実を認定するための参考とすることができ、合議体は技術的事実の認定に対して法により責任を負う旨が明確にされている。

技術調査官が遂行する職責には次の内容が含まれる。技術的事実の争点および調査範囲、順序、方法などに対する意見提出、調査・証拠収集への関与、尋問・口頭審理への関与、技術調査意見の提出、鑑定士と関連の技術分野の専門的な技術者を纏めて意見を提出させることへの協力、合議体の関連の会議への列席、その他の関連業務の完了など 7 項目である。「規定」では技術調査官による上述の業務の実施に対して具体的な業務上の要件が定められている。

(三) 技術調査官の選抜範囲

「規定」では技術調査官は専利審査部門、業界団体、高等教育機関、科学研究機関、企業・事業単位など関連分野の技術者から選抜することができ、また、行政裁決が重大、難解、複雑な技術的問題に関係し、技術調査官による決断が困難である場合は、さらに高等教育機関、科学研究機関から関連の技術分野で副高（副高級職称、「副」のつく上級職一―訳注）以上の役職を有する専門家を招聘し、諮問を受けることができる旨が明確にされている。

(四) 技術調査官の管理弁法（管理規則）

「規定」では技術調査官が行政裁決活動に参加する場合は、当事者に告知し、忌避、秘密保持、および行政裁決業務に関する法令および関連規定を遵守しなければならない旨が明確にされている。技術調査官が回避しなければならない事由は、本件の当事者または当事者の近親者であること、本人またはその近親者が本件との間に利害関係を有すること、本件の証人、代理人を担当したことがあること、その他の事件の公正な処理に対して影響を及ぼす可能性があることの計 4 種類である。横領・収賄、私利による不正を行い、虚偽、誤導または重大な遺漏がある不実の技術調査意見を故意に発行した場合は、法的責任を追究しなければならず、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追究する。

三. 今後の業務

今後は、国家知識産権局は「規定」の要件に従い、第 1 期知的財産権行政保護技術調査官推薦業務の実施を調整し、国家知的財産権技術調査官名簿データベースを構築、整備し、

関連の研修を計画、実施し、専利、集積回路の回路配置に係る権利侵害紛争事件の実際の需要に基づき、関連分野の技術調査官を任命、派遣し、行政裁決活動に参加させる予定である。

出所：2021年5月13日付け中国国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/13/art_66_159340.html

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。